

2026年4月1日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「中小型株式オープン <愛称：投資満々>」（以下、「本ファンド」といいます。）につきまして、下記のとおり、投資信託約款の変更（以下、「約款変更」といいます。）に関する手続きを実施させていただきます。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご留意くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

中小型株式オープン <愛称：投資満々>

2. 約款変更の背景

本ファンドは、2000年6月のファンド設定以来、わが国の上場株式（中小型株式）を主な投資対象として運用を行ってまいりました。今般、投資機会の拡大、パフォーマンスの一層の向上を目的として、本ファンドの投資対象にわが国の未上場株式等（普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。以下、「未上場株式等」といいます。）に投資する「日本株式クロスオーバーマザーファンド」を追加する約款変更を実施いたします。

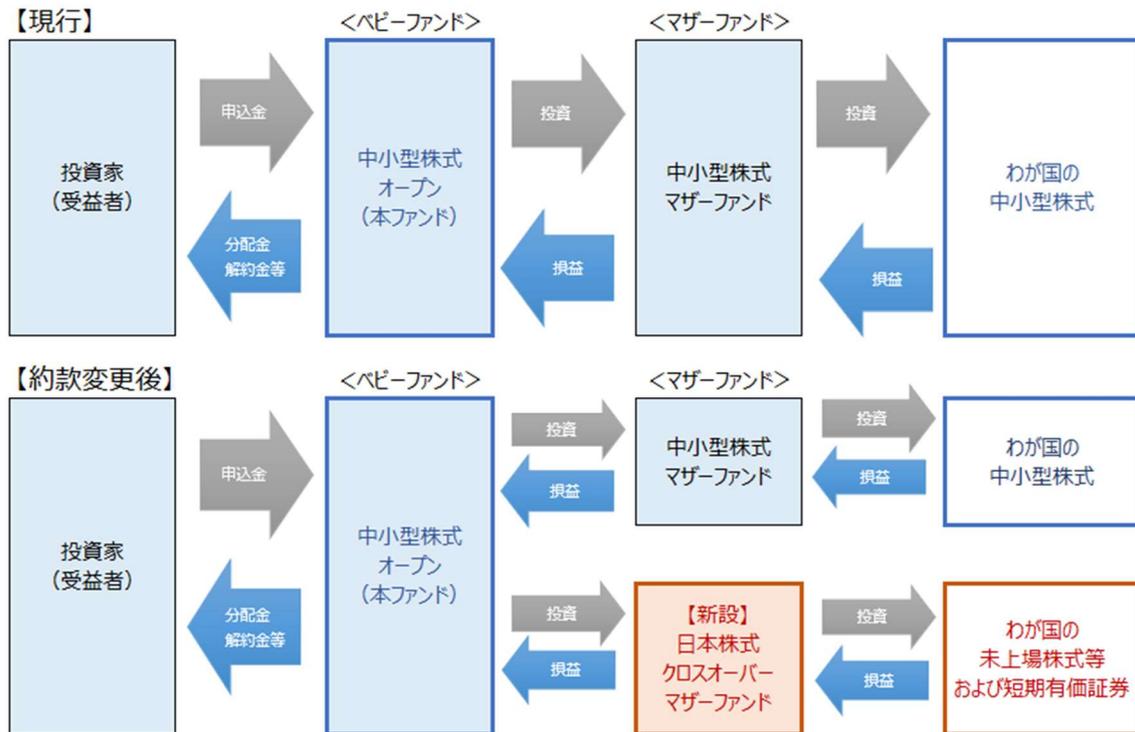
この約款変更は、改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」および本ファンドの約款の規定に基づき、「その内容が重大なもの」として異議申立手続きを経たうえで実施します。ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

本約款変更手続きの開始について公告を行った日（2026年4月1日）時点の受益者様が、本約款変更に関する異議申立の権利を有する対象受益者となります。なお、2026年4月1日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2026年3月31日付以前の受付となるお申込みにより換金（解約）された受益権については、異議申立の権利はございません。

3. 約款変更の内容について

① マザーファンドの追加

本ファンドの投資対象に、未上場株式等に投資する「日本株式クロスオーバーマザーファンド」受益証券を追加します。



※ 本ファンドの未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。

※ 日本株式クロスオーバーマザーファンドの運用にあたっては三井住友トラスト・インベストメント株式会社（委託会社の親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結子会社）から投資助言を受けます。

② 投資制限の追加

- ・ 未上場株式等への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

※ 「日本株式クロスオーバーマザーファンド」の投資対象は、あくまでわが国の未上場株式等ですが、将来、投資先の未上場株式等が海外の金融商品取引所等に上場、あるいは海外企業による買収、合併等の可能性もあるため、あらかじめ約款に記載するものです。

③ 購入・換金申込受付の中止および取消しについて

本ファンドにおける未上場株式等の実質投資割合が、投資信託財産の純資産総額の15%を超える可能性が高まったと弊社が判断した場合等に購入・換金申込受付の中止および取消しをする可能性がある旨を追加します。

4. 約款変更適用日

2026年6月19日（金）

《ご参考》

【 新規に組入れる日本株式クロスオーバーマザーファンドの概要 】

- ・ 主としてわが国の未上場株式等および短期有価証券に投資します。
- ・ 未上場株式等への投資にあたっては、投資開始後数年程度以内に上場が期待されると考えられる企業のうち、ビジネスモデルや将来の収益性、成長性に注目するとともに、経営態勢、財務の健全性等についても評価をし、投資銘柄を決定します。
- ・ 上場後も成長が期待される企業については、原則上場株式として保有を継続する方針です（クロス

オーバー投資と呼びます)。

- ・ 本マザーファンドの運用は、三井住友トラスト・インベストメント株式会社（委託会社の親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結子会社）から投資助言を受け、弊社アクティブ運用部プライベートエクイティ運用室が行います。

【 投資リスクの追加 】

上場株式に比べて流動性の低い未上場株式等を実質的な投資対象に追加することから、本ファンドの目論見書に「未上場株式等への投資に関する主なリスク」を追加します。（本件は約款変更ではありません。）

● 未上場株式等への投資に関する主なリスク

- ・ 未上場株式等は、一般的に上場株式と比較して流動性が著しく乏しいため、速やかに売却できないことや、ファンドの基準価額に採用される評価額ではなく不利な価格で売却せざるを得ない可能性があります。
- ・ 未上場企業等は、上場企業に比べ、一般的に財務の不安定性、経営資源の制約等の不確実性が高く、計画通りに事業が進捗せず、事業売却、倒産等に至り、投資資金が回収できない場合があります。これらの未上場企業等への投資に特有のリスクが顕在化することにより、ファンドの基準価額は大きな影響を受ける場合があります。
- ・ 未上場株式等は、その時点で入手できる情報に基づき評価されるため、各企業の個別要因等によって評価額が大きく変動することがありますが、日々のファンドの基準価額に反映させることは困難です。

【 手続きおよび日程について 】

2026年5月15日に約款変更の実施について可否決定を行い、約款変更が決定した場合、2026年6月19日付で約款変更を行う予定です。なお、下表の異議申立期間中に異議申立を行った受益者様の保有受益権口数の合計が、公告日（2026年4月1日）時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に約款変更が決定します。

日付	内容
2026年4月1日	公告日（対象受益者の確定日）
2026年4月1日～2026年5月13日	異議申立期間
2026年5月15日	約款変更実施の可否決定
2026年5月26日	約款変更届出日【予定】
2026年5月27日～2026年6月15日	買取請求期間【予定】
2026年6月19日	約款変更適用日【予定】

新	旧
<p>運用の基本方針 (中略)</p>	<p>運用の基本方針 (中略)</p>
<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として、中小型株式 マザーファンドの受益証券および日本株式クロスオーバーマザーファンドの受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の取引所に上場する中小型株式および未上場株式等（未上場株式または未登録株式のうち、金融商品取引法または会社法もしくはこれらに準じて開示が行われているもの、あるいは一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たすものをいい、普通株式に転換可能な優先株式、その他の種類株式等も含まれます。以下同じ。）に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>この投資信託は、主として、中小型株式 マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、わが国の中小型株式に投資することにより、投資信託財産の中長期的な成長を目指して積極的な運用を行います。</p>
<p>2. 運用方法 (中略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます）のうち、中小型株式に投資するとともに未上場株式等にも投資します。具体的には、以下の方針に基づいて銘柄選択を行います。</p> <p>市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行い、マネジメントに対する評価なども踏まえた上で組入銘柄を決定します。</p> <p>②株式への実質投資割合は、原則として高位（80%以上）を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げおよび以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げるよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>④投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取</p>	<p>2. 運用方法 (中略)</p> <p>(2)投資態度</p> <p>①主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます）のうち、中小型株式に投資します。具体的には、以下の方針に基づいて銘柄選択を行います。</p> <p>市場動向、業界動向、技術動向など成長ポテンシャルの観点から投資対象候補の絞り込みを行い、マネジメントに対する評価なども踏まえた上で組入銘柄を決定します。</p> <p>②株式への実質投資比率は、原則として高位（80%以上）を保ちます。ただし、相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げおよび以下に記載する有価証券先物取引等により、実質的な株式への投資比率を引下げるよう努めます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>④ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>

新	旧
<p>引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができるものとします。</p> <p>⑤ただし、資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> <p>(3)投資制限</p> <p>①株式への投資制限</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。なお未上場株式等への実質投資割合は、<u>投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>⑦外貨建資産への投資制限</p> <p>外貨建資産への<u>実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお外貨建資産の実質保有は、投資している未上場株式等が、海外市場で新規上場した場合、あるいは海外企業による合併・買収が行われた場合で、外貨建株式に転換された場合に限り。</u></p> <p>⑧<u>為替予約取引の利用は、ヘッジ目的に限定します。</u></p> <p>⑨一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑩デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資</p>	<p>⑤投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができるものとします。</p> <p>(3)投資制限</p> <p>①株式への投資制限</p> <p>株式への実質投資割合には制限を設けません。</p> <p>(中略)</p> <p>⑦外貨建資産への投資制限</p> <p>外貨建資産への<u>投資は、行いません。</u></p> <p>(新設)</p> <p>⑧一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> <p>⑨デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資</p>

新	旧
<p>産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>追加型証券投資信託 中小型株式オープン 約款 (愛称：“投資満々”) (中略)</p> <p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p><u>③投資信託財産に属する外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</u></p> <p><u>④第 25 条の 3 に規定する為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料) 第 12 条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>⑥前各項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。また、<u>未上場株式等への実質投資割合が運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託者が判断した場合、委託者が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中</u></p>	<p>産総額を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>追加型証券投資信託 中小型株式オープン 約款 (愛称：“投資満々”) (中略)</p> <p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法) 第 8 条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(受益権の申込単位、価額および手数料) 第 12 条 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>⑥前各項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 17 項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</p>

新	旧
<p><u>止ること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。</u></p>	
(中略)	(中略)
(運用の指図範囲等)	(運用の指図範囲等)
<p>第 19 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型株式 マザーファンドおよび日本株式クロスオーバーマザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。</p>	<p>第 19 条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された中小型株式 マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。</p>
(中略)	(中略)
<p><u>④委託者は、投資信託財産に属する未上場株式等の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する未上場株式等の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 15 を超えることとなる投資の指図をしません。</u></p>	(新設)
<p>⑤委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>④委託者は、取得時において投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>⑥委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>	<p>⑤委託者は、投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。</p>
<p>⑦前 3 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー</p>	<p>⑥前 2 項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザー</p>

新	旧
<p>ファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>	<p>ファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>
(中略)	(中略)
(投資する株式等の範囲)	(投資する株式等の範囲)
第 21 条 (略)	第 21 条 (略)
(中略)	(中略)
<p><u>③前 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる発行会社の発行する株式については委託者が投資することを指図することができるものとします。</u></p> <p><u>1. 金融商品取引法第 24 条の規定に基づき有価証券報告書（金融商品取引法第 5 条に規定する有価証券届出書を含み、監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されているものに限ります。）を提出している会社の発行するもの</u></p> <p><u>2. 公認会計士または監査法人により会社法に基づく監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている計算書類等を委託者において入手できる会社の発行するもの</u></p> <p><u>3. 公認会計士または監査法人により金融商品取引法または会社法に準ずる監査が行われ、かつ、その監査意見が無限定適正意見である旨の監査報告書が添付されている財務諸表等を委託者において入手できる発行会社であって、今後も継続的に開示が見込める会社の発行するもの</u></p> <p><u>4. 一般社団法人資産運用業協会規則に定める要件を満たす会社の発行するもの</u></p> <p><u>5. 外国株式であって前 4 号に準ずるもの</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
(中略)	(中略)
(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)	(新設)
<p>第 25 条の 2 外貨建有価証券への投資については、<u>わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。</u></p>	
(外国為替予約取引の指図、目的および範囲)	(新設)
<p>第 25 条の 3 委託者は、投資信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの投資信託財産に係る外貨建資産のうち投資信託財産に属すると</p>	

新	旧
<p><u>みなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。</u></p>	
<p><u>②前項において投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</u></p>	
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(投資信託契約の一部解約)</p>	<p>(投資信託契約の一部解約)</p>
<p>第 44 条 (略)</p>	<p>第 44 条 (略)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>⑥委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項および第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。<u>また、未上場株式等への実質投資割合が運用の基本方針で定める比率に対して高まったと委託者が判断した場合、委託者が未上場株式等の価値に影響する事象を認識し、基準価額への影響が大きいと判断した場合等には、委託者は、第 1 項および第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</u></p>	<p>⑥委託者は、取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第 1 項および第 2 項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(付則)</p>	<p>(付則)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>第 3 条 <u>(削除)</u></p>	<p>第 3 条 <u>運用の基本方針中、1. 基本方針、2. 運用方法(1)投資対象、同(2)投資態度および同(3)投資制限の各規定ならびに第 4 条、第 19 条第 1 項、同条第 4 項ないし第 6 項、第 22 条、第 23 条、第 30 条、第 31 条、第 35 条、第 44 条ならびに第 45 条の各規定は、2008 年 9 月 22 日から適用されるものとし、2008 年 9 月 21 日までは 2008 年 8 月 29 日における当該各規定の改正前の条文によりま</u> <u>す。</u></p>
<p>第 4 条 <u>運用の基本方針中、1. 基本方針、2. 運用方法(2)投資態度①、②、④および⑤、なら</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>びに同(3)投資制限①、⑦ないし⑩の各規定ならびに第 8 条第 3 項および第 4 項、第 12 条第 6 項、第 19 条第 1 項、同条第 4 項ないし第 7 項、第 21 条第 3 項、第 25 条の 2、第 25 条の 3 ならびに第 44 条 6 項の各規定は、2026 年 6 月 19 日から適用されるものとし、2026 年 6 月 18 日までは 2026 年 5 月 26 日における当該各規定の改正前の条文によります。</u></p>	